

九十九里町 地域活性化起業人（副業型・シニア型）募集要項

九十九里町では、民間企業等で培われたノウハウ、知見及び人脈を活かし、本町が重点的に取り組む6次産業化（農林水産物の高付加価値化・加工・販売・ブランド化等）を推進して、地域産業の振興と地域経済の活性化を図るため、総務省の「地域活性化起業人制度」を活用し、次のとおり地域活性化起業人（副業型・シニア型）を募集します。

1 事業概要

本町と、三大都市圏又は三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市に所在する企業等に勤務する者（副業型）又はこれらの企業等を退職した者（シニア型）との間で業務委託契約又は雇用契約を締結した上で、当該者を本町において受け入れ、そのノウハウや知見を活かして、本町の6次産業化の推進に関する業務に従事していただきます。

※副業型は、勤務先企業等に所属したまま、副業として本町の業務に従事していただく形態です。

シニア型は、企業等を退職された方に本町の業務に従事していただく形態です。

※三大都市圏とは、国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいいます。

2 業務内容及び募集人員

（1）募集人員

- ・副業型地域活性化起業人 1名
- ・シニア型地域活性化起業人 1名

（2）業務内容（6次産業化の推進）

農林水産課を中心に、農業者・漁業者、JA・漁協、商工会、食品事業者、流通・観光事業者、県・国関係機関等と連携し、本町の6次産業化を推進するための次の業務を実施します。

- ◆6次産業化プランニング（農林水産物を活用した新商品・加工品の開発、高付加価値化の支援）
- ◆地域資源（農水産物・地域ブランド）の掘り起こし、ブランド化及び販路拡大の支援
- ◆生産者と食品事業者・流通事業者等とのマッチング及び伴走支援
- ◆直売所、ふるさと納税等を活用した販売チャネルの構築、情報発信の支援
- ◆地産地消商品・体験型商品の開発、地域課題の解決に向けた新規事業の企画・提案
- ◆令和9年4月以降に導入を予定している地域おこし協力隊等の受入体制、役割分担、研修・OJT項目、業務手順、月次報告様式等の整備支援
- ◆上記の他、6次産業化に資する各種業務

3 配属先

農林水産課

4 応募要件

（1）副業型地域活性化起業人

次に掲げる要件を全て満たす方

ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること。

- イ 三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市（以下「指定都市等」という。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。）であること。
- ウ 現に本町の区域に勤務する者でないこと。
- エ 受入期間を通じ、月 4 日以上かつ月 20 時間以上の勤務に相当する業務に従事できる者であること。
- オ 本町における滞在日数が月 1 日以上確保できる者であること。
- カ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- キ 地方公務員法の服務規程（守秘義務等）を遵守し、協調性を持って業務に取り組める者であること。

（２）シニア型地域活性化起業人

次に掲げる要件を全て満たす方

- ア 次のいずれかに該当する者であること。
 - （ア）三大都市圏に所在する企業等に在職した経験があり、現在、三大都市圏内に居住している者（企業在職時に三大都市圏外に居住しており、その後在職時から転居していない者を含む。）。
 - （イ）三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に在職した経験があり、現在、三大都市圏内又は三大都市圏外の指定都市等に居住している者（企業在職時に三大都市圏内又は指定都市等以外の市町村に居住しており、その後在職時から転居していない者を含む。）。
- イ 現に本町の区域に居住する者でないこと。
- ウ 受入開始日が企業を退職した日からおおむね 5 年以内であること。
- エ 受入期間を通じ、月 4 日以上かつ月 20 時間以上の勤務に相当する業務に従事できる者であること。
- オ 本町における滞在日数が月 1 日以上確保できる者であること。
- カ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- キ 地方公務員法の服務規程（守秘義務等）を遵守し、協調性を持って業務に取り組める者であること。

（３）勤務先企業等の要件（副業型として応募する場合）

副業型として応募する方は、勤務先の企業等が次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- ア 三大都市圏又は三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等であること。
- イ 「地域活性化起業人制度」推進要綱の趣旨に賛同し、所属する社員を副業型地域活性化起業人として本町に受け入れることができること。
- ウ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者であつて、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定を受けていないものに該当しないこと。
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生開始の申立てがなされている者であつて、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定を受けていないものに該当しないこと。

5 勤務形態

(1) 副業型地域活性化起業人

企業等に勤務する方が、勤務先の理解を得た上で、副業として本町の業務に従事します。身分は勤務先の企業等に所属したままとなります。

(2) シニア型地域活性化起業人

企業等を退職された方が、本町の業務に従事します。

※副業型・シニア型いずれの場合も、本町との間で業務委託契約又は雇用契約を締結します。

6 受入開始時期

令和8年10月（予定）

7 受入期間

町と地域活性化起業人にて協議の上、6か月以上1年以内の範囲で定めます。（最長3年まで延長可能。ただし、該当年度の予算成立が前提。）

8 勤務時間等

以下を基本とし、詳細は協議により決定します。

(1) 勤務日数・時間

要綱に基づき、各月において月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務に従事していただきます。

(2) 滞在日数

本町における滞在日数は、月1日以上とします。

9 費用負担

町は、副業型地域活性化起業人及びシニア型地域活性化起業人に対し、報償費等（報酬）及び旅費を支給します。具体的な額は、協議により決定します。ただし、下記の金額を上限とします。

ア 報償費（報酬）・・・83,000円／月額

イ 旅費・・・100万円／年額

10 申込み方法・期限等

(1) 申込み方法

以下の書類を提出してください。

ア 九十九里町地域活性化起業人（副業型・シニア型）受入申込書

※町ホームページよりダウンロードしてください。

イ 職務経歴書（任意様式）

ウ 実績事例書（任意様式）

※これまで地方公共団体の業務に関わった実績を記載してください。

エ 事業提案書（任意様式）

オ 副業型として応募する場合：勤務先企業等の会社概要書及び国税・都道府県税及び市町村税の滞納がないことを証する書類

※あわせて、勤務先企業等の副業の同意が確認できる書類を添付してください。

(2) 提出先

ア 持参又は郵送の場合

〒283-0195 千葉県山武郡九十九里町片貝 4099 番地
九十九里町役場 農林水産課農林水産係

イ メールの場合

nourin@town.kujukuri.chiba.jp

ウ 提出期限

随時受付（採用者が決まり次第、受付を終了します。）

1 1 応募後の流れ

(1) 書類審査を行います。

※選考は書類審査のみとなります。

(2) 書類審査を通過した申込者と事業内容や受入条件、費用負担等について協議を行い、協議内容に基づき契約を締結します。

(3) 契約に基づき、受入れを開始します。

1 2 留意事項

(1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度推進要綱」をご確認ください。

(2) 応募に関する一切の費用は、応募者の負担とします。

(3) 提出された申込書等の書類は返却しません。

(4) 申込書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。

(5) 審査結果について、一切の異議申立てをできないものとします。

1 3 問合せ

九十九里町農林水産課農林水産係

電話：0475-70-3171

mail：nourin@town.kujukuri.chiba.jp